

【に文ー1】事前評価

横浜市金沢区民文化センター（仮称）整備事業

（にぎわいスポーツ文化局）

(様式2)

公共事業事前評価調書(案)

事業概要	事業名	【に文-1】 横浜市金沢区民文化センター(仮称)整備事業
	場所 (所在地)	金沢区瀬戸 5002-8,9
	事業目的	市民の皆様が身近に文化芸術に接し、幅広い分野の文化・芸術活動を活発に行うことができるよう、金沢八景駅前の市有地に文化施設(横浜市金沢区民文化センター(仮称))を整備します。 文化・芸術に触れる機会の提供のほか、文化活動に関する支援機能、ネットワーク形成の牽引などの役割を担います。
	事業内容	【整備の基本的な考え方】 文化面から見た金沢区の地域特性も踏まえ、金沢区における区民文化センターは、金沢区心部(金沢文庫駅～金沢区総合庁舎周辺～金沢八景駅のエリア)で、金沢区内の交通の拠点のひとつである金沢八景駅前の商業地域にある市有地に整備します。区民ニーズを踏まえた機能を中心とし、同じ金沢区心部にある金沢公会堂と一部の機能について連携することで、金沢区における文化芸術活動のより一層の充実を図ります。 整備予定地は、地区計画による高さ制限などにより、建築可能なボリュームが約2,000㎡となっています。区民文化センターとして求められる機能に必要な床面積と比較した場合、余剰容積がほとんど生じないことから、多目的化・複合化は見送り、区民文化センター単独で整備することとします。

事業内容

【整備予定地の概要】

整備予定地は、金沢八景駅東口地区土地区画整理事業の区域内にある約 800 m²の市有地としています。金沢八景駅からは徒歩2～3分の立地で、敷地の三面が道路に面しています。

《位置図》



《案内図》



《現地写真》



※現在は、時間貸し駐車場として利用されています。

事業内容	<p>【整備概要】</p> <p>≪施設概要≫</p> <p>延床面積：約 1,900 m²</p> <p>施設規模：地上4階、高さ約 16m</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造</p> <p>≪機能(各諸室)≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>室名</th> <th>面積(室数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">音楽多目的室</td> <td>音楽多目的室</td> <td>約 180 m²(前室含む)(1室)</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>計約 30 m²(2室)</td> </tr> <tr> <td>ピアノ庫</td> <td>約 10 m²(1室)</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>練習室(防音室)</td> <td>音楽スタジオ</td> <td>約 25～30 m²/室(2室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ギャラリー</td> <td>ギャラリー</td> <td>計約 185 m²(2室)</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>計約 20 m²(2室)</td> </tr> <tr> <td>備品庫</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室(創作室)</td> <td>会議室(創作室)</td> <td>計約 70 m²(2室)</td> </tr> <tr> <td>備品庫</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>情報コーナー</td> <td>情報コーナー</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐車・駐輪スペース</td> <td>駐車場</td> <td>4台(うち1台が車椅子用) 1台(2輪車用)</td> </tr> <tr> <td>駐輪場</td> <td>40台(2段式)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>事務室 他</td> <td>適宜</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備手法】</p> <p>整備予定地の規模や建築制限による建築可能範囲・ボリュームに対して、今回の区民文化センターに求められる機能に必要な床面積を比較すると余剰部分がほとんど生じません。事業者へのヒアリングによると、設計上の工夫の余地が小さいうえに収益施設の導入も難しいことから、PFI 事業としての事業化が困難な施設であるため、市による直接建設で整備します。</p> <p>【管理運営方法】</p> <p>管理運営については、横浜市区民文化センター条例に基づき、公募によって選定する指定管理者が行う予定です。</p>	部門	室名	面積(室数)	音楽多目的室	音楽多目的室	約 180 m ² (前室含む)(1室)	控室	計約 30 m ² (2室)	ピアノ庫	約 10 m ² (1室)	倉庫	適宜	練習室(防音室)	音楽スタジオ	約 25～30 m ² /室(2室)	ギャラリー	ギャラリー	計約 185 m ² (2室)	控室	計約 20 m ² (2室)	備品庫	適宜	会議室(創作室)	会議室(創作室)	計約 70 m ² (2室)	備品庫	適宜	情報コーナー	情報コーナー	適宜	駐車・駐輪スペース	駐車場	4台(うち1台が車椅子用) 1台(2輪車用)	駐輪場	40台(2段式)	その他	事務室 他	適宜
	部門	室名	面積(室数)																																				
音楽多目的室	音楽多目的室	約 180 m ² (前室含む)(1室)																																					
	控室	計約 30 m ² (2室)																																					
	ピアノ庫	約 10 m ² (1室)																																					
	倉庫	適宜																																					
練習室(防音室)	音楽スタジオ	約 25～30 m ² /室(2室)																																					
ギャラリー	ギャラリー	計約 185 m ² (2室)																																					
	控室	計約 20 m ² (2室)																																					
	備品庫	適宜																																					
会議室(創作室)	会議室(創作室)	計約 70 m ² (2室)																																					
	備品庫	適宜																																					
情報コーナー	情報コーナー	適宜																																					
駐車・駐輪スペース	駐車場	4台(うち1台が車椅子用) 1台(2輪車用)																																					
	駐輪場	40台(2段式)																																					
その他	事務室 他	適宜																																					
事業スケジュール	<p>令和3年度 基礎調査、条例(附属機関設置)制定</p> <p>令和4年度 市民意見募集、基本構想策定</p> <p>令和5年度 基本設計</p> <p>令和6～7年度 実施設計(1年3か月程度)</p> <p>令和7～9年度 建設工事(1年6か月程度)</p> <p>※今後、変更になる可能性があります。</p>																																						

	<p>総事業費</p>	<p>約 33.0 億円(市単独事業) <<内訳>> ※今後の精査により変更になる場合があります。</p> <table border="1" data-bbox="485 297 1386 535"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(税込)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>約 25.9 億円</td> <td rowspan="3">市費:約 33.0 億円</td> </tr> <tr> <td>設計・工事監理費</td> <td>約 1.9 億円</td> </tr> <tr> <td>敷地取得費 (都市整備基金からの買替)</td> <td>約 5.2 億円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額(税込)	合計	工事費	約 25.9 億円	市費:約 33.0 億円	設計・工事監理費	約 1.9 億円	敷地取得費 (都市整備基金からの買替)	約 5.2 億円
項目	金額(税込)	合計										
工事費	約 25.9 億円	市費:約 33.0 億円										
設計・工事監理費	約 1.9 億円											
敷地取得費 (都市整備基金からの買替)	約 5.2 億円											
	<p>事業の 必要性</p>	<p>①上位計画における位置付け・根拠法令等 区民文化センターは、地域に根差した個性ある文化の創造に寄与するため、横浜市区民文化センター条例に基づき設置される「地域文化芸術活動の拠点」です。金沢区における区民文化センター整備にあたっては、「横浜市中期計画 2022～2025」や「横浜市公共施設等総合管理計画」を踏まえる必要があります。</p> <p>区民文化センターの整備については、「横浜市中期計画 2022～2025」において、「地域文化芸術活動の拠点となる区民文化センターは、未整備区を対象に、再開発等まちづくりの機会に合わせて、区内公共施設の状況を踏まえ必要な機能の検討・整備を進めます」と位置付けられています。</p> <p>「横浜市公共施設等総合管理計画」では、区民文化センターの適正化方針として「機能が類似している他施設との統合や連携を検討します」としています。</p> <p>【18 区の区民文化センターの整備状況】 <u><<整備済(12 区)(開館順)>></u> 旭区、青葉区、泉区、港南区、栄区、神奈川区、磯子区、鶴見区、戸塚区、緑区、瀬谷区、港北区 <u><<整備中(1 区)>></u> 都筑区(R7.3 開館予定) <u><<計画中(1 区)>></u> <u>金沢区</u> <u><<未整備(4 区)>></u> 西区、中区、南区、保土ヶ谷区</p> <p>※これまでの区民文化センターは、再開発ビルの専有部の床を取得することなどにより整備を進めており、本事業は単館型の施設として整備される初めての事例です。</p> <p>また、令和2年 12 月に策定した「金沢区心部まちづくり構想(別紙1)」では、金沢区心部におけるまちづくり方策として、『歴史的・文化的な要素を踏まえた、展示・ギャラリースペース、人が集える空間の形成や演出の誘導』が挙げられています。</p>										

<p>事業の 必要性</p>	<p>②必要性・優先度</p> <p>金沢区においては以前から様々な文化芸術活動が行われている一方で、現状の区内の施設では地域における文化芸術活動の発展を支える十分な役割を果たすことができていない状況が続いており、地域からは長年にわたり区民文化センター整備の要望がありました。</p> <p>令和2年度には、金沢区における区民文化センターの整備について要望書が提出されています。</p> <p>【金沢区における区民文化センターの整備要望について】</p> <p>令和2年9月 11 日に、金沢区内 14 連合町内会、金沢区選出の県市議会議員及び特定非営利活動法人横浜金沢文化協会の連名で、「金沢区における区民文化センターの整備要望について」の要望書が提出されています。</p> <p>《主な要望内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 2 月に金沢公会堂がリニューアルされ、高い音響効果を備えた約 600 席のホールが整備されたものの、絵画や書などを展示するギャラリーや音楽練習室といった区民の文化芸術活動を行っていくのに欠かすことのできない施設が未整備 ・区内の交通結節点である金沢八景駅の近くに市有地があり、この土地を活用して、地域の文化芸術活動の拠点となる区民文化センターの整備を、早期に実現していただきたい <p>【ニーズ調査・市民意見募集】</p> <p>金沢区役所が実施した区内の文化活動団体へのヒアリング調査や、周辺の類似施設の平均稼働率などによると、特に、中規模のギャラリー及び中小規模の音楽練習スペースの不足が課題となっています。</p> <p>令和4年に実施した市民意見募集では、様々な活動に利用できる会議室や、文化芸術を通じて多様な人々が交流できるスペースが望まれていることがわかりました。</p> <p>【基本構想の策定】</p> <p>上記の状況を踏まえ、令和4年度に附属機関として「横浜市金沢区における区民文化センター基本構想検討委員会」を設置し、委員会からの答申を踏まえて「横浜市金沢区における区民文化センター基本構想(別紙2)」を策定しています。</p> <p>金沢区における区民文化センターのめざす姿として『金沢区らしい、まちに開かれた、文化・芸術の創造・発信』をコンセプトとし、これを実現するための「重視する視点」、「望ましい機能」、「事業(施設)運営の方向性」を設定しています。</p>
--------------------	--

事業の
必要性

【金沢区民文化センター(仮称)の整備方針】

整備にあたって他施設との複合化・集約化に対応できる施設はありませんでしたが、区民文化センターの標準仕様として通常整備されるホールについては、音響性能の高い公会堂の講堂が兼ねることで周辺施設との類似した機能の重複を避けることとします。

標準仕様の区民文化センター(フルスペック型)に対して、他施設との連携(相互補完)を前提に一部の機能を省略した区民文化センターを「機能充足型」と位置付けており、金沢区では、瀬谷区に続いて2事例目となるホールを持たない機能充足型の区民文化センターとして整備します。

ホールを除く、その他の機能については、文化活動団体へのヒアリングなどを踏まえて区内に不足している機能を中心に整備します。

【区民文化センターの標準仕様(フルスペック型)と機能充足型の比較】

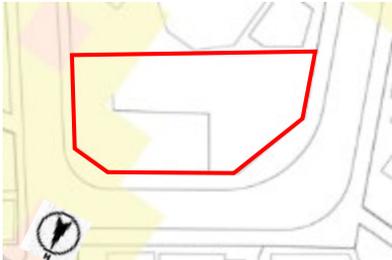
	区民文化センター 標準仕様 【フルスペック型】	金沢区における 区民文化センター 【機能充足型】	金沢公会堂
ホール	300 席程度	公会堂が補完	603 席(講堂)
音楽ルーム・ リハーサル室	100 m ² 程度	ニーズを 踏まえ、必要な 機能を導入	
多目的室	—		約 108 m ²
練習室 (防音室)	3室程度 (25 m ² /室程度)		1室(リハーサル室) (約 24 m ²)
ギャラリー	160 m ² 程度 (可動壁)		—
会議室	2室程度 (28 m ² /室程度)		2室 (約 50・80 m ²)
その他	情報コーナー等		和室 1 室(10 畳)

③適地性(当該場所で当該事業が必要な理由等)

金沢八景駅東口地区土地区画整理事業で生みだされた、金沢八景駅に近接する市有地を整備予定地としています。当該地は区民の皆さまがアクセスしやすく、地域から提出された要望書においても候補地として挙げられた敷地です。

<p>事業の効果</p>	<p>① 事業効果について</p> <p>アート・文化活動を通じたコミュニティ醸成のための情報交換・交流ができるスペースや、文化活動団体へのヒアリング、区内施設の平均稼働率から特に不足が課題になっている中規模のギャラリー及び中小規模で発表や練習ができる音楽練習室を整備します。</p> <p>指定管理者による効率的かつ効果的な運営とし、地域の文化芸術活動拠点として、貸館、鑑賞等の自主企画事業、歴史・文化的情報の提供、近隣施設との連携やアウトリーチ*などの実施のほか、専門人材の常駐による文化芸術活動の普及、啓発、相談等にも対応します。</p> <p>これらの取組により、市民の皆様が身近な場所で文化・芸術に触れる機会の提供のほか、文化活動に関する支援機能、ネットワーク形成の牽引などの役割を担い、地域に根差した個性ある文化の創造に寄与します。</p> <p>※アウトリーチ</p> <p>日頃、芸術や文化に触れる機会の少ない方などに向けて、学校や福祉施設など地域のニーズに応じた場所に出向いて実施するコンサートやイベント活動等</p> <p>② コスト削減の取組</p> <p>標準仕様の区民文化センター(フルスペック型)に対して、金沢公会堂の講堂を利用することを前提に、ホールを持たない機能充足型の区民文化センターとすることで、周辺施設と類似した機能の重複を避けた施設とします。</p> <p>吹抜けやオープンな階段が連続する本施設の特徴を踏まえ、火災発生時の避難の安全性について、詳細な計算により大臣認定を取得することで、シャッター等の防火設備や機械排煙設備を削減しています。これにより、空間の有効利用、工事費及び維持管理費のコスト削減を目指します。なお、大臣認定を取得するための検討費用や手数料が必要になりますが、その費用を上回るコストの削減が可能となる見込みです。</p>
--------------	---

	<p>【事業費の比較検討】</p> <p>事業費の比較検討の結果、最も事業費を押えられるのは PFI 方式ですが、整備予定地の建築制限等により、設計上の工夫の余地が小さいうえに収益施設の導入も難しいことから、PFI 事業としての事業化が困難な施設であるため、市による直接建設方式で整備します。</p> <table border="1" data-bbox="507 450 1398 835"> <thead> <tr> <th>事業方式</th> <th>直接建設方式</th> <th>PFI 方式</th> <th>賃借方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備費</td> <td>約 27.8 億円</td> <td>約 24.2 億円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>賃料・運営費 (指定管理料)等</td> <td>約 0.95 億円/年</td> <td>約 1.05 億円/年</td> <td>約 1.6 億円/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業費計</td> <td>20 年間</td> <td>約 46.8 億円</td> <td>約 45.2 億円</td> <td>約 32 億円</td> </tr> <tr> <td>30 年間</td> <td>約 56.3 億円</td> <td>約 54.7 億円※</td> <td>約 48 億円</td> </tr> <tr> <td>50 年間</td> <td>約 75.3 億円</td> <td>約 73.7 億円※</td> <td>約 80 億円</td> </tr> <tr> <td>70 年間</td> <td>約 94.3 億円</td> <td>約 92.7 億円※</td> <td>約 112 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※PFI 事業期間を 20 年と仮定し 21 年目以降は指定管理料のみで計上</p> <p>③ その他(災害時における施設の位置づけ)</p> <p>帰宅困難者の一時滞在施設への指定を前提とし、帰宅困難者用の備品を保管する倉庫を整備する計画としています。</p>	事業方式	直接建設方式	PFI 方式	賃借方式	施設整備費	約 27.8 億円	約 24.2 億円	—	賃料・運営費 (指定管理料)等	約 0.95 億円/年	約 1.05 億円/年	約 1.6 億円/年	事業費計	20 年間	約 46.8 億円	約 45.2 億円	約 32 億円	30 年間	約 56.3 億円	約 54.7 億円※	約 48 億円	50 年間	約 75.3 億円	約 73.7 億円※	約 80 億円	70 年間	約 94.3 億円	約 92.7 億円※	約 112 億円
事業方式	直接建設方式	PFI 方式	賃借方式																											
施設整備費	約 27.8 億円	約 24.2 億円	—																											
賃料・運営費 (指定管理料)等	約 0.95 億円/年	約 1.05 億円/年	約 1.6 億円/年																											
事業費計	20 年間	約 46.8 億円	約 45.2 億円	約 32 億円																										
	30 年間	約 56.3 億円	約 54.7 億円※	約 48 億円																										
	50 年間	約 75.3 億円	約 73.7 億円※	約 80 億円																										
	70 年間	約 94.3 億円	約 92.7 億円※	約 112 億円																										
<p>環境への配慮</p>	<p>「横浜市の公共建築物における環境配慮基準(別紙3)」に従い、下記の指標を満たす施設計画とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物のエネルギー消費性能 →用途:その他 BEI:0.7 (ZEB Oriented 相当)以下 2 横浜市建築物環境配慮制度(CASBEE 横浜) →その他の施設(延べ面積 300 m²以上):A ランク以上 3 木材使用量 →用途:市民利用施設:0.008 m³/m²以上 ※利用者の目に留まりやすい部分(音楽多目的室の床面・壁面やホワイエ部分の天井等)に木材を使用することで、暖かみや落ち着いた印象を与え、親しみやすさを感じる計画とします。 <p>【緑化計画・雨水利用】</p> <p>整備予定地の建築制限等により、施設計画上、建ぺい率が約 90%となっており外構部分に十分なCOMMONスペースが確保できないなかで、駅からのメインアプローチ周辺に、ベンチ・デッキ等と合わせて植栽地を設けます。また、3階の屋外部分に整備する活動スペースと隣地との緩衝緑地とするため、屋上の一部に植栽帯を設けます。</p> <p>合わせて、屋上に雨水貯留タンクを設置します。</p>																													

<p>地域の状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年に、金沢区内 14 連合町内会、金沢区選出県市議会議員及び特定非営利活動法人横浜金沢文化協会の連名で、「金沢区における区民文化センターの整備要望について」の要望書が提出されました。 ・令和4年に、整備候補地での区民文化センターの整備に向けた意見募集を実施しました。
<p>事業手法</p>	<p>公共発注方式によります。</p>
<p>その他</p>	<p>【防災計画(浸水対策)】 本施設では市民が気軽に立ち寄りやすい開放的な1階の雰囲気づくりと斜線制限への影響を考慮し、地盤のかさ上げは行わず1階は浸水を想定した計画としています。浸水時に水没を避けるべき重要設備や物品、災害時の帰宅困難者用備品等は2階以上に設置・収容します。</p> <p>■津波浸水予測区域(慶長型地震及び河川遡上を考慮したモデル)</p>  <p>凡例 ■ 0 ≤ 浸水深 (m) < 0.50m ■ 0.50 ≤ 浸水深 (m) < 1.20m</p> <p>■高潮浸水想定区域</p>  <p>凡例 ■ 0 < 浸水深 (m) < 0.5m ■ 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m</p> <p>■内水浸水想定区域(想定最大規模)</p>  <p>凡例 ■ 0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m ■ 0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m</p>
<p>添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 金沢区心部まちづくり構想(令和2年 12 月策定)(抜粋) ・別紙2 横浜市金沢区における区民文化センター基本構想 概要版(令和5年1月策定) ・別紙3 横浜市の公共建築物における環境配慮基準(令和5年1月 31 日改正)
<p>担当部署</p>	<p>にぎわいスポーツ文化局 文化芸術創造都市推進部 文化振興課 (Tel 045-671-3714)</p>

金沢区心部まちづくり構想



令和 2 年 12 月
横浜市金沢区役所

(2) 金沢区の玄関口である金沢文庫駅と金沢八景駅の顔づくり

・金沢区の玄関口として、区民にとって利用しやすく愛着をもてる駅前空間を事業者等と協働しながら形成します。

- * 金沢文庫駅：区心部、歴史的景観や文化的な背景のある称名寺、区民や来街者の憩いの場である八景島・海の公園等への玄関口
- * 金沢八景駅：区心部、研究及び教育の拠点となる2つの大学、区民や来街者の憩いの場である野島公園・海の公園等への玄関口
- * 買物や飲食のできる利便性の高い駅前空間及び駅前周辺の整備
- * 歴史的・文化的な要素を踏まえた、展示・ギャラリースペース、人が集える空間の形成や演出の誘導。金沢八景駅東口駅前においては、「建築物等のデザインガイドライン」を尊重した整備

(3) 安心安全に暮らせるまちの基盤の改善

・災害時には防災拠点の機能を担う公共施設（区役所、土木事務所、消防署、警察署など）が集積するエリアでもあるため、自然災害対策など防災性能を向上させるまちづくりを推進します。

- * 高層の建築物や構造物などの津波避難施設の認定など、津波や高潮などの水害に強いまちづくりを推進
- * 密集市街地の解消

・建物や道路など、まちを支えるインフラを整備する際には、ユニバーサルデザイン等に配慮し、あらゆる人が利用しやすいものにします。

- * 「金沢文庫駅・金沢八景駅周辺地区バリアフリー基本構想(平成25年3月策定)」に沿った公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などの整備
- * 金沢文庫駅前空間に、歩行者、緊急車両、公共交通、自家用車両がそれぞれ安全にアクセスできる

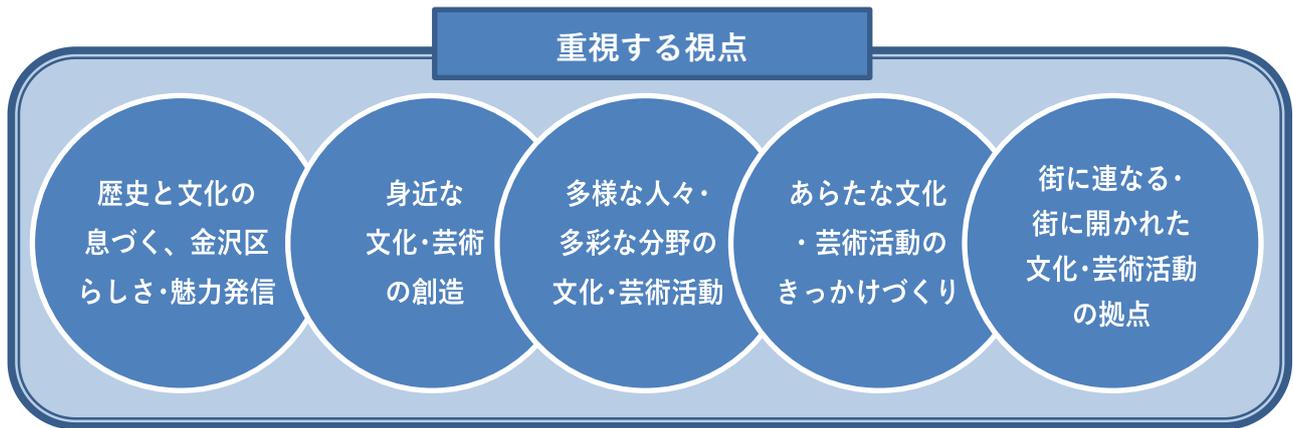
金沢区における区民文化センターのめざす姿 【第2章】

金沢区における区民文化センターがどのような施設となることを目指していくか、その将来像をコンセプト（めざす姿）としてまとめました。このコンセプト（めざす姿）を実現するため、「重視する視点」、「望ましい機能」、「事業(施設)運営の方向性」を設定します。

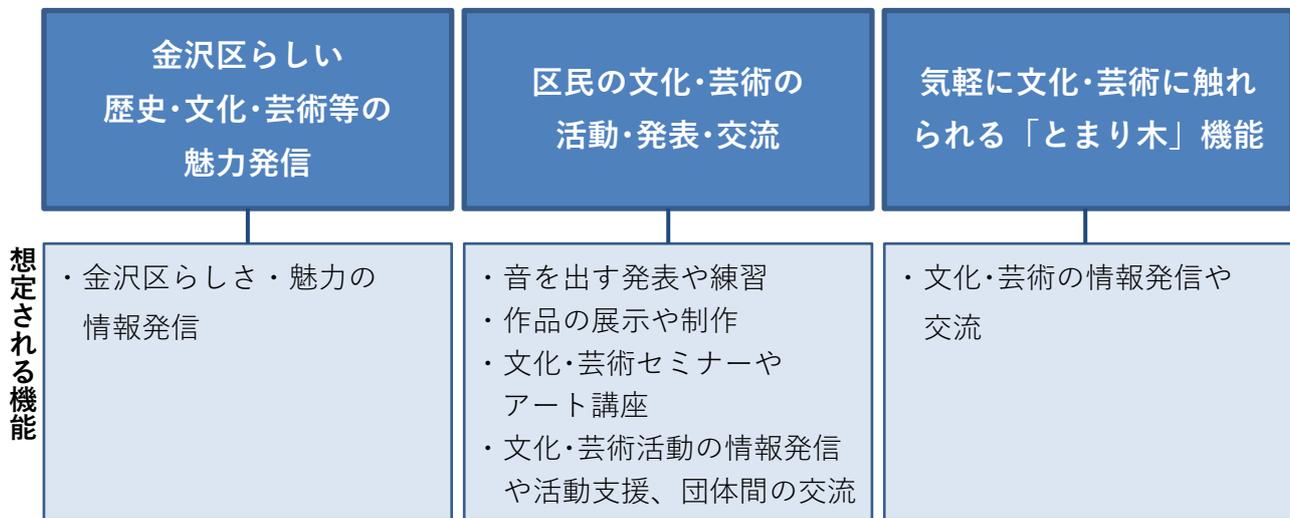
■コンセプト（めざす姿） 【第2章-1】

金沢区らしい、まちに開かれた、文化・芸術の創造・発信

■重視する視点 【第2章-2】



■望ましい機能 【第2章-3】



■事業（施設）運営の方向性 【第2章-4】



■施設全体の考え方 【第3章-1】

コンセプト（めざす姿）を実現するとともに、単館での整備となるメリットを十分に発揮するために、街に開かれたデザイン、気軽に立ち寄れる雰囲気づくりの工夫、特に1階の機能配置や設えに十分に配慮した施設となることが望めます。

区民の文化・芸術活動が街ににじみ出し、新たな交流が生まれるような雰囲気づくり、仕掛けづくりが重要となります。そのためには利用者だけではなく、目的がなくても一人でふらっと、いつでも立ち寄れるような区民に親しまれる区民文化センターになることが望めます。

●施設全体における配慮事項

<p>ニーズに合った 諸室の規模・ 配置計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なホールは金沢公会堂・講堂の利用が見込まれることもあり、区内の市民利用施設に不足している展示スペース（ギャラリー）や小規模な発表ができる諸室（音楽多目的室等）を配置することが求められています。 ・文化・芸術活動団体の規模や利用者のニーズに合わせ、柔軟に対応できる諸室の設えが求められます。 ほか
<p>みんなを迎える グランドレベル の設えと工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢八景駅周辺のデザインガイドラインに則した、金沢区らしさを持った魅力的な外観となることが求められます。 ・歩道から建物に入るまでのアプローチ等の屋外空間は、単なる通路としてではなく、誰でも気軽に立ち寄れる区民文化センターの顔として、可能な限りまとまりのある広さを確保して「とまり木」としての役割を発揮するとともに、様々な活用ができるように配慮することが望めます。 ほか
<p>やさしい設えと 工夫・利用しや すい動線の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心・安全かつ快適に利用できるように、地上階から最上階まで段差なく移動できるなどのバリアフリー化、ユニバーサルデザインや感染症対策に配慮した施設とすることが求められます。また、デザインの工夫によるわかりやすい施設内表示とすることも望めます。 ・一般利用として利用される部分だけでなく、企画主催の利用者や指定管理者が使用するバックヤード等にも配慮し、資機材や作品等の搬入・搬出のための段差の無い動線、倉庫の大きさなどは、十分なスペースを確保することが望めます。 ほか
<p>駅前の立地特性 を考慮した 施設計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインの工夫などで近隣の防犯やプライバシーに配慮した計画に努めることが求められます。 ・駅前の立地であることを考慮し、駐車・駐輪スペースは法令上必要な台数の整備とし、アプローチ等の屋外空間のスペースを確保することが望めます。 ほか

■各諸室の考え方 【第3章-2】

各諸室の内容や整備にあたって配慮すべき点などについてまとめると、次のとおりとなります。

室名等	配慮事項
<p>音楽多目的室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前室を備えた防音仕様とし、音楽や演劇、ダンス等の練習、発表ができる舞台性能及び音響性能を確保し、舞台音響・照明・機構を備える。 ・100～150席程度の来場者用椅子を並べることができ、あわせて小規模な舞台を設えられるスペースが望ましい。 ほか

室名等	配慮事項	
防音室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6～8名程度の少人数の楽器練習やバンド練習等がしやすい規模を想定し、2部屋程度を設け、前室を備えた防音仕様とする。 ・ 個人練習、軽音楽、バンド練習等を想定するが、映像撮影など音楽以外の音を出す活動に利用できるなど、幅広い活用ができる仕様とするよう配慮する。 	
ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵画、写真、彫刻、書、工芸、生け花などの創作活動の展示・発表ができる機能を備える仕様とする。 ・ 標準的な広さ・壁長を備えた規模とし、大型作品も展示できるような天井高さを確保する。また壁面にはピクチャーレールを備える。 ・ 可動式パーティション等により、部屋を分けて使ったり、展示壁面を確保したりできるなど、可変性のある活用ができる仕様とする。 ほか 	
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議、講演会・セミナー、創作ワークショップやアート講座など多機能での利用を想定し、25名程度が入れる広さで2部屋程度を設ける。可動式間仕切等により、2室を一体で利用できる等の可変性を備えた仕様とすることが望ましい。 ・ 創作ワークショップ等の利用や映像投影を想定して、ツヤなし・白色の壁を1面は備えるよう検討する。 	
情報コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ エントランススペースに隣接した外部から見やすい場所に配置し、気軽に立ち寄りやすい開放的な雰囲気の設定とする。 ・ エントランススペースと一体的な活用などができるよう配慮した設えとし、「とまり木」機能としての役割を発揮できるよう工夫する。 ・ 事務室と近接した配置とし、利用者同士の文化活動の交流やコーディネーター等専門人材との相談しやすい仕掛けと雰囲気づくりを目的として、ドリンク提供などカフェのようなコミュニケーションを促す運営及び什器等の設置を検討する。 	
エントランススペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気軽に立ち寄りやすい開放的な雰囲気・設えとする。 ・ 金沢八景駅からアクセスしやすく、視認性の高い配置に配慮する。 ・ 情報コーナーに隣接した配置とし、一体的な活用などができるように配慮する。 ほか 	
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者がわかりやすい場所に受付等を配置するとともに、オープンな雰囲気、気軽に相談等ができるよう配慮する。 ・ 打合せスペース等は、情報コーナーなど隣接するスペースと併せて柔軟な活用ができるような設え・什器の設置を検討する。 	
屋外施設	屋上スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上を創作ワークショップ等で利用できるように設え・設備を検討する。
	アプローチなどの1階屋外スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気軽に立ち寄りやすい開放的な雰囲気となるよう、特にアプローチなど1階屋外スペースとエントランススペース周辺は工夫した設えとする。
	駐車・駐輪スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の三面が道路に面しているため、駐車・駐輪スペースは歩行者や来館者にとって安全な配置・設えとする。 ほか



横浜市の公共建築物における環境配慮基準

平成 26 年 12 月 4 日制定

平成 28 年 3 月 29 日改正

令和 5 年 1 月 31 日改正

1 目的

この基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月条例第 58 号）に基づき、横浜市が整備する公共建築物に求められる環境配慮の基準を定め、環境への負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した公共建築物の整備を推進することを目的とする。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針（令和 4 年 4 月）により、木材の利用の促進を図るため、公共建築物における木材利用の目標値を定める。

2 基本事項

(1) 基本方針

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 5 条及び横浜市生活環境の保全等に関する条例第 141 条の 2 に基づき、横浜市は、公共建築物の建築に際し、建築物のエネルギー消費性能の向上及び環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずることとする。

(2) 配慮すべき事項

横浜市が、公共建築物の建築に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項については、「建築物環境配慮指針（平成 17 年 3 月 15 日横浜市告示第 85 号）」に定めるものとする。

(3) 公共建築物における環境配慮の基準

公共建築物における環境配慮の基準は次のとおりとする。

ア 建築物のエネルギー消費性能

(ア) 新築する場合（増築で既存建築物と別棟を建築する場合を含む）

原則として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下、「基準省令」という。）に基づく設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。また、再生可能エネルギーに伴う一次エネルギー消費量の削減分を含めない。）の値が、基準省令に基づく用途に応じてそれぞれ次の値以下となること。

ただし、延べ面積が 300 m²未満の施設を除く。

a 事務所等、学校等、工場等

基準省令に基づく基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の値に 0.6 を乗じて得た値（ZEB Oriented 相当）

b 住宅（市営住宅等）

基準省令に基づく基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の値に 0.8 を乗じて得た値（ZEH 水準）

c その他の施設（a 及び b 以外）

基準省令に基づく基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の値に 0.7 を乗じて得た値

(イ) (ア)以外

省エネ性能向上のための措置を講じること。

イ 横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）

(ア) 主要な施設※（市庁舎、区庁舎等）

S ランクとなること。

※大規模（概ね 10,000 m²以上）で不特定多数の市民が利用する施設

(イ) その他の施設（延べ面積が 300 m²以上）

A ランクとなること。

(ウ) 次に該当する場合は、(ア) 及び (イ) を適用しないものとする。

a 増築の場合

b 工場等

c 上記(ア) 及び (イ) のほか、特殊な機能を有する公共建築物

ウ 木材使用量

(ア) 新築・増築する場合、以下に定める量の木材を使用すること。

a 学校等、住宅（市営住宅等）：0.01（m³/m²）

b 市民利用施設（区庁舎、図書館、地区センター、ケアプラザ、コミュニティハウス、児童福祉施設等）：0.008（m³/m²）

c その他の施設（a 及び b 以外）：0.005（m³/m²）

(イ) 次に該当する用途の部分及び建築物については、木材使用量（m³/m²）算定の際の対象床面積に算入しないものとする。

a 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造・木質化が困難な施設。

b 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造・木質化が困難な施設。

c その他、木造・木質化に困難な理由があるもの。

3 適用日

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日以降に設計に着手するものから適用する。

なお、適用日前に設計を行ったものは従前の例による。